沼田市ホームページ広告掲載取扱要領(平成30年4月1日より)

1 沼田市ホームページについて

掲載名称 沼田市ホームページ

アクセス数 月平均 67,000件

表示期間 通年

更新頻度 随時更新

内容 市の行政情報を公開

2 広告内容について

規格 1区画 (縦60ピクセル×横132ピクセル)

※掲載する広告は、リンク先へのバナーとし、画像(GIF又はJPEG)形式で容量は4キロバイト以内で広告掲載者が作成してください。

色調 カラー

掲載料 1箇月5,000円/1区画

掲載の範囲 沼田市広告掲載要綱によります。

掲載の位置 申込順に上段から掲載し、空きが出た場合は順次繰り上げて掲載します。

注意事項

- 1) 広告データは、そのままの形でバナーとして広告を掲載しますので、事前にリンク先及び掲載内容を確認させていただきます。
- 2) バナーの画像は毎月変更することができます。
- 3)次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長へ報告してください。 ①広告の掲載を取り下げるとき。
 - ②リンク先のページ内容が申込み時から異なる内容に変更するとき。
 - ③リンク先のアドレスを変更するとき。
- ④その他、広告掲載申込書または添付書類の記載内容に変更が生じたとき。 その他 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1箇月単位とします。また、維持管理などのため、公開停止する場合があります。

3 申込方法

広告掲載の希望者は申込書(別紙1)と広告データに、次の書類を添付して 提出してください。

- ①商業登記簿謄本または主務官庁が発行した認可証・許可書の写し。
- ②会社・団体等の事業内容が分かるもの。
- ③市内に住所または所在地のある者については、市税等の調査に関する同意 書(別紙4)、市外に住所または所在地のある者については、住所または 所在地のある市区町村が発行する市税等完納証明書または非課税証明書。
- ④その他市長が必要と認めた書類。

4 広告掲載できる者の範囲及び掲載の可否の決定

沼田市広告掲載要綱に定める者で、申込後に広告審査委員会の審査を行い掲載の可否を決定し(別紙2)により通知します。

5 掲載の取り下げ及び掲載決定の取り消し

自己の都合等により広告の掲載を取り下げる場合は、(別紙3)により、取り下げる月の前月の1日までに提出してください。

また、市の行政運営上支障があるとき、または広告掲載者が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかったとき、その他沼田市広告掲載要綱の条項に違反したときは広告掲載の決定を取り消します。

6 広告掲載料の支払い

市が発行する納入通知書により、期日までに一括納入していただきます。 なお、一括納入が困難な場合、事前にご連絡ください。。 また、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることが出来

また、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることが出来なかったときに限り既納の掲載料を還付いたします。その場合は月割とし利子は付しません。

7 その他

その他、沼田市広告掲載要綱によります。

(沼田市ホームページ広告掲載担当:総務部秘書課広報広聴係)